

Accounting SQUARE

IFRS の円滑な 導入に向けた課題と 経済界の取組み

よねくら ひろまさ
米倉 弘昌
社団法人日本経済団体連合会
会長



I. はじめに

わが国経済は、輸出・生産が緩やかに持ち直し、設備投資も下げ止まりつつある中、内需も政府の景気刺激策に下支えされ、企業部門を中心に徐々に明るさを取り戻してきている。しかしながら未だ本格的な自律回復基調には至っておらず、依然として厳しい雇用・所得環境、長引くデフレ、ギリシャの財政危機に伴う欧州の信用不安等もあり、先行きは決して楽観できるものではない。加えて少子高齢化、危機的状況にある財政と社会保障制度など、国の将来を左右する重大な課題に私たちは直面している。

こうした中、菅内閣は「新成長戦略」ならびに「財政運営戦略」を策定し、「強い経済、強い財政、強い社会保障」の実現に向けた諸施策を打ち出された。菅首相のリーダーシップの下、新しい政策が迅速かつ着実に実行に移されることを強く願うと同時に、政府の諸施策が最大限の成果を上げることができるよう、経済成長の牽引役として経済界が全力を尽くしていかなければならない、と私は考えている。企業が元気を出し、経済が成長して初めて、国民生活の向上、雇用創出、持続可能な社会保障制度の確立、

財政の健全化といった諸課題への対応が可能になる。経団連では、民間活力による日本経済の復活・再生と持続可能な成長の実現を目指し、民間企業が主体の、具体性に富む成長戦略を打ち出し、実行していきたいと考えている。

わが国が持続的な経済成長を遂げるためには企業の国際競争力の強化が不可欠である。世界経済を俯瞰すると中国をはじめとする新興国が世界経済の成長を牽引し、欧米などの先進国との激しい競争を展開している一方、多くの途上国が相次いで経済成長へのテイクオフを迎えている。こうした世界経済のグローバル化の大きな波は企業活動のグローバル化を一層加速させている。そしてその流れは企業経営の重要なインフラである会計基準にも及び、インド、中国、シンガポールといったアジア諸国を含むおよそ120の世界の国々が国際会計基準（IFRS）を既に採用するか、または今後採用を予定している。

会計基準は、株主・投資家をはじめとするステークホルダーに対して、企業が自社の業績や財政状態を正しく伝えるための「ものさし」であると同時に、自社の競争力のベンチマーキングや経営判断の土台となる重要な経営ツールでもある。グローバルな競争の中でしごきを削る企業にとって、会計基準の国際化への対応は自

社の競争力強化に直結する喫緊の経営課題である。また、日本の金融・資本市場の信頼性を高め、投資家層をさらに拡大して国際的に競争力のある市場を構築していく上でも国際会計ルールへの対応は極めて重要である。そこで、本稿においては、会計基準の国際化の動きの中で急速に存在感を増している IFRS をめぐる世界の動向とその導入に向けた諸課題、そして経済界における取組みについて述べることにしたい。

II. IFRS をめぐる国際的な動向

2005 年に、欧州連合が IFRS を域内統一会計基準として採用したことに伴い、わが国は日本の会計基準が IFRS と「同等」であるとの評価を得るために、両基準間に存在する差異を縮小するコンバージェンス作業を進めてきた。一方、2007 年 11 月には、米国証券取引委員会 (SEC) が米国で上場する外国企業による IFRS の使用を認め、また、2008 年 11 月には、米国企業について将来的に IFRS の適用を容認することを示すロードマップ案を公表している。米国が IFRS を採用することとなれば、IFRS が名実ともにグローバル・スタンダードとなることは間違いないと言える。

経団連でも、こうした動向を踏まえ、2008 年 10 月に「会計基準の国際的な統一化へのわが国の対応」と題した提言をとりまとめ、わが国金融・資本市場の競争力強化、企業のグローバル展開のための基盤整備という観点から、わが国における IFRS の採用を視野に入れたロードマップの作成を求めてきた。その後、2009 年 6 月に金融庁の企業会計審議会は「我が国における国際会計基準の取扱いについて (中間報告)」を公表し、2010 年 3 月期から連結財務諸表における IFRS の任意適用を認めると同時に、2015 年ないし 2016 年からの強制適用について

2012 年を目途に判断することとされたことは周知のとおりである。

これに対して、米国 SEC は 2010 年 2 月にグローバルな会計基準に関する声明を採択したが、その内容は内外の注目を集めている。単一の高品質でグローバルな会計基準が便益をもたらすこと、米国会計基準と IFRS とのコンバージェンスを継続的に推進していくこと、など大きな方向性に変化はないものの、2009 年 12 月期からの IFRS の早期適用が取り下げられたことに加え、2011 年に IFRS 導入を判断し、適用は早くして 2015 年から、としており、2008 年に発表したロードマップ案と比べて適用時期が 1 年遅くなっている。

また、2010 年 6 月には国際会計基準審議会 (IASB) と米国財務会計基準審議会 (FASB) がコンバージェンス計画に関する共同声明を発表し、複数のプロジェクトの期限が 2011 年下半期へと延長されることが明らかになった。単一の高品質でグローバルな会計基準を目指すという米国の方向性に変わりはなく、IFRS 導入に向かう世界の潮流は今後も変わらないものと考えられるが、米国のこうした動きについては十分にフォローしていくことが必要である。

III. 日本としての意見発信

IASB が作成中の基準の中には、従来のわが国の会計基準の考え方とは異なり、日本の商慣習や諸制度に照らした場合に企業経営に影響を及ぼしうるもの、財務諸表作成者や監査人に過度の実務負担を強いるものが存在する。経団連では、わが国の実態を踏まえた会計基準の作成を要請すべく、IASB との直接の意見交換はもちろんのこと、IASB が公表する重要な会計基準の公開草案に対して経済界としてのコメントを提出している。その中で、欧米の産業界と共

通の懸念を有する問題については、共同で国際財務報告基準財団（IFRS 財団）や IASB に対する意見書を提出するなど、国際的な協業も進めている。

金融庁の中間報告を機に、日本の発言力が高まってきていることも事実であり、IASB が会計基準の作成に際して、日本の意見に留意するケースが増えてきている。今後も、IFRS の内容がわが国の慣習や諸制度を前提にした場合にも企業の実態を正しく反映させるものであり、日本にとって受け入れ可能なものとなるよう、基準作成のプロセスにおいて、積極的に意見を発信し続けることが肝要である。

IFRS 導入にあたっての重要課題の解決に向けた方針・戦略の立案、IASB に対する意見発信力の強化やわが国市場関係者における教育・研修などについて、経団連は昨年7月に、財務会計基準機構（FASF）/企業会計基準委員会（ASBJ）、日本公認会計士協会（JICPA）、東京証券取引所、金融庁などと共同で「IFRS 対応会議」を創設し、わが国の市場関係者によるオール・ジャパン体制で強力な取組みを推進している。

また、日本からはこれまで IFRS 財団の評議員や IASB の理事を輩出している他、IASB への助言を行う IFRS 諮問会議（IFRS Advisory Council）に2名、IFRS 解釈指針委員会（IFRS Interpretations Committee）に1名、作成者の立場から IASB に意見発信を行う Global Preparers Forum（GPF）に2名など、数多くの人材が IFRS 財団の活動に携わり、国際会議の場で、それぞれの立場からの意見に加えて、日本としての意見発信にもご尽力いただいている。

こういった国際的な交渉の舞台で活躍できる、会計の専門知識に加え、語学力、交渉力、調整力、バランス感覚を兼ね備えた実務経験豊かな人材ストックを拡充することも急務であり、中長期的な国際会計人材の育成への配慮も不可欠

である。現在、FASF/ASBJ には、監査法人や企業から優秀な公認会計士や経理実務者が集結しており、会計の専門知識のみならず、資本市場政策の一環としての会計制度のあり方、産業への影響、国際的な動向の把握など、国際会計人材としての素養を醸成できる格好の場となっている。FASF/ASBJ を中心としつつ、経済界や監査業界からも積極的に協力することで、計画的な国際会計人材の育成に向けた取組みを引き続き強化していくことが必要である。

IV. IFRS 導入に向けた環境整備

IFRS を円滑に適用していくためには、財務諸表作成者の負担を軽減していくことも重要である。わが国の開示制度を巡っては、ディスクロージャーに関する社会的要請が高まる中、内部統制報告制度や四半期報告制度が導入されるなど、企業の財務報告に係る作業量とコストは増加傾向にあり、IFRS を適用した場合、開示実務にさらなる影響が及ぶことが予想される。各国の制度と比較しても、わが国の開示制度は過剰であると考えられ、経団連としてもかねてより政府に開示制度の簡素化を働きかけてきた。

その結果、政府の「新成長戦略」には、開示制度の簡素化・効率化に関連した事項も複数盛り込まれている。経団連としても、政府のこうした取組みを支援するとともに、IFRS 導入に向けた環境整備の観点から、より包括的な開示制度全般の見直しに向けて「財務報告に関わるわが国開示制度の見直しについて」と題した提言を2010年7月に公表したところである。

連結財務諸表と個別財務諸表の関係については、現在、連結と個別の関係を緩め、連結財務諸表に係る会計基準については、個別財務諸表に先行して整備していくとする、いわゆる「連結先行」の考え方が示されている。個別財務諸

表は、法人税の課税所得計算や会社法上の分配可能額算定の基礎となっているのみならず、年金など様々な法規制と密接に関連しており、一律にIFRSとの差異を解消し、基準を変更すれば、多大な社会的コストの発生につながる可能性がある。

実際、税法や会社法、会計実務などへの影響の観点から、個別財務諸表の会計処理は現状を維持し、連結と単体を一旦分離するアプローチを主張する声がある。一方で、会計基準を分離することによる連結調整等の実務負担をより重視し、連結と個別の会計処理はできるだけ一致すべきという考え方もある。この問題に関しては、2010年4月から、ASBJの検討会で議論された他、同6月からは、中間報告の中で「連結先行」を提示した金融庁企業会計審議会の中で検討されるなど、連結と単体のあり方に関する議論が活発化している。

業種や個社毎の経理実務など企業の実態は様々であり、望ましい連結、単体の姿は一つではないことも明らかになってきている。従って、幅を持った、柔軟な方向性が示されることが肝要であり、その上で、特に単体に適用される基準については、個々の会計基準毎に実務負担の軽減、税、会社法、他の制度との関係などを考慮し、総合的な判断の下で基準の構築が進められ

るべきである。

V. おわりに

以上、IFRSをめぐる動向とその導入に向けた課題や経済界の取組みについて述べてきたが、ここ数年間がまさに正念場であり、国際的な会計基準作りの場において、いかにわが国の意見を主張し、反映させていくか、また、円滑なIFRSの導入に向けて、いかに実効的な環境整備を行うことができるか、が一層問われることとなる。2012年に強制適用を判断する際には、わが国としての取組みの結果、日本にとって受け入れ可能な会計基準となっているか、連結と単体のあり方や開示制度の簡素化をはじめとするIFRS導入に向けた環境が整っているか、といった観点、さらには米国の動向も踏まえ、総合的に評価することが必要である。これら諸課題を克服し、円滑なIFRSの導入を実現するためには、経済界のみならず、政府、学界、監査人、市場関係者が一体となり、オール・ジャパンとして取り組んでいくことが極めて重要であり、そうした意味で、FASBならびにASBJが果たすべき役割は極めて大きい。今後の一層の発展を期待したい。